

## ■ 特定不妊治療費を助成します

不妊治療を受けているかたが、市の指定医療機関で体外受精、顕微授精を受けた時の治療費を1年度あたり10万円を限度に通算2年間助成します。夫妻の所得合計が650万円未満のかたが対象です。詳しくは保健予防課へどうぞ。tel(883)1174



# INFORMATION

市役所からのお知らせ



## クマに注意

野山に入る際は、2人以上で行動を！  
鈴、笛、ラジオなどの鳴り物を忘れずに！  
子グマのそばには母グマが必ずいます。絶対に近寄らないで！  
クマが近寄るので、食べ物は絶対に捨てないで！

## 1 南西墓地の使用者を募集します

豊岩地区にある南西墓地75区画の使用者を募集します。今回で、南西墓地の募集は最終となります。

対象/市内に住所または本籍があり、墓地がないため遺骨を寺院や自宅などに保管しているかた。分骨は対象外です  
永代使用料/22万4千円(一括納付)  
管理手数料/年額4千250円。平成17年度からの納入となります

申し込み/5月17日(火)から31日(火)まで、生活課、土崎・新屋支所、河辺・雄和市民センター、市民サービスセンター(アルヴェー1階)にある申請用紙に必要事項を書いて、生活課、または河辺・雄和市民センターに提出してください  
抽選/申し込み多数の場合は、公開抽選により決定します。抽選は6月8日(水)午前10時から、市役所正庁で

問い合わせ 生活課

TEL(866)2074

## 2

### 水道メーター検針の問い合わせ先が変更

市上下水道局では、6月から水道メーター検針業務を秋田管工事業協同組合(山王臨海町3-18)に委託します(河辺・雄和地区を除く)ので、メーター検針に関する問い合わせ先が同組合に変わります。その他の問い合わせは、今までどおり、上下水道局お客様センターへどうぞ。

メーター検針の問い合わせ

秋田管工事業協同組合 TEL(896)

4561 ファクス(824)5710

その他の問い合わせ

上下水道局お客様センター TEL(82

3)8431 ファクス(865)3920

## 3

### 各種団体で行う記念植樹に助成

(社)県緑化推進委員会では、環境緑化の向上に効果的で、用地関係が明確な場所への記念植樹に助成しています。

助成対象は、苗木や資材の購入などの費用(上限額あり)。申し込み多数の場合は、選考などにより決定します。

なお、学校関係は対象外となります。

対象 公共機関などが行う誕生、七五三、成人などによる植樹 民間企業などが行う入社、創業、周年などによ

る植樹 民間団体(町内会、老人クラブなど)が行う植樹 緑の少年団などが行う結成などによる植樹  
申し込み 6月15日(水)まで市緑化推進委員会(公園課内)  
TEL(866)2445

## 4 拠点地区区画整理の変更図書縦覧

秋田駅東拠点地区土地区画整理事業の事業計画変更図書を、市役所3階のまちづくり整備室で見せします。

縦覧期間 5月25日(水)から6月7日(火)

までの、午前8時30分~午後5時15分

問い合わせ まちづくり整備室

TEL(866)2156

## 5

### 国勢調査員を募集します

今年10月に実施される国勢調査の調査員を、5月16日(月)から6月30日(木)まで募集します。詳しくは国勢調査秋田市実施本部TEL(866)1964へお問い合わせください。

要件 原則20歳以上で、調査に責任をもって協力していただけるかた 調査内容の秘密を守れるかた 税務、警察、選挙に直接関係のないかた

身分 総務大臣が任命する非常勤の国家公務員



広報あきた5月1日号18ページ「障害者のためのサテライト相談」の河辺総合福祉交流センターでの開催日が、「6月18日(土)」から「6月11日(土)」に変更になりました。障害福祉課 TEL(866)2093



## 「広報あきた」に 広告を掲載します

広報あきた6月1日号から裏表紙の半分のスペースに民間広告を掲載します。合併などにより情報量、ページ数が増えつつあり、広告収入は印刷費の増加分にあてることにしています。

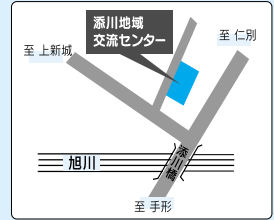
広告の募集は、市が契約した広告代理店が行います。広報あきたに広告を載せたいかたは広報課へご相談ください。TEL(866)2034

## 投票所が変わります

6月19日(日)に予定されている秋田市長選挙から、これまで「添川公民館」で投票していたかたの投票所が「添川地域交流センター」になります。

投票所は、投票所入場券でお確かめください。

市選挙管理委員会  
TEL(866)2260



## 国民年金

国保年金課TEL(866)2097

### 学生納付特例制度の対象校が拡大。 申請をお忘れなく！

今年4月から、学生納付特例の対象校が拡大され、すべての各種学校(1年以上の課程に在籍しているかたに限ります)が対象となりました。

申請が認められると、学生期間中の保険料を卒業後10年の間に追納できるようになります。追納しない場合は、将来年金を受ける際の資格期間には算定されますが、年金額には反映されません。

また、20歳からの学生期間中に学生納付特例の申請をしなかったり、保険料を納め忘れていたりすると、在学期間中の事故や病気で障害が残っても障害基礎年金が支給されませんのでご注意ください。

#### 対象者

大学(大学院)、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校(1年以上の課程に在籍しているかたのみ)に在学する20歳以上の学生、生徒で、学生本人の所得が80万円以下(控除後)のかた。

国外の学校は対象になりません。

#### 申請のときに必要なもの

年金手帳 印鑑 在学証明書または学生証の写し

## 退職したら国民年金も切り替え

厚生年金、共済年金の加入者で60歳未満のかたが退職した場合、ご自分と配偶者の国民年金への切り替え手続きが必要です。

退職証明書など、退職したことがわかる書類をお持ちのうえ、手続きをしてください。

#### 学生納付特例、退職による切り替え手続きの窓口

市役所国保年金課 土崎・新屋支所  
市民サービスセンター(アルヴェ1階)  
河辺・雄和市民センター  
岩見三内・大正寺連絡所

## 6

### 7月1日から 個人情報保護条例

個人情報の取り扱いを定めた「個人情報保護法」が4月から施行されました。それを受けて秋田市も、市が保有する個人情報を適正に取り扱うための

内容 調査員説明会への出席(8月下旬〜9月中旬の間に1回) 調査票の配布、回収、検査、世帯名簿や地図の作成(9月下旬〜10月上旬) 調査関係書類の提出(10月中旬)  
市では5月9日に、平成17年国勢調査秋田市実施本部を秋田テルサ5階に設置しました。

## 7

### 松くい虫の被害を 防ぎましょう

松くい虫被害の予防には薬剤散布が

ルールとなる「秋田市個人情報保護条例」を7月1日から施行します。誰でも、市が保有する自分の個人情報の開示や訂正などを求めることができるようになります。  
個人情報とは：氏名、住所、生年月日、財産、学歴など、個人に関する一切の情報で、それにより、個人が特定できるものをいいます  
問い合わせ 市民相談室  
TEL(866)2272

有効です。松くい虫被害の予防のため、マツノマダラカミキリが羽化する6月中旬〜7月上旬に共同防除を実施する町内会に、薬剤を無料で交付します。対象の木は、アカマツとクロマツです。動力噴霧器などを準備できない町内会には森林整備課にご相談ください。被害に遭った場合は、被害の拡大を防ぐため、6月中旬ころまでに伐採処理するようお願いいたします。

対象 6月中旬から7月上旬までに薬剤散布を実施できる町内会  
対象箇所 樹高が10m以上で本数が30本以上、またはこれと同等以上のもともった場所  
申し込み 5月17日(火)から31日(火)まで森林整備課 TEL(866)2117